

第1条 獨協大学図書館における文献複写に関する内規第4条及び獨協大学図書館における国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」利用に関する取扱要領第7条に規定する複写料金は、次のとおりとする。

- (1) 電子複写機（白黒）による文献複写は一枚につき
A3判、A4判及びB4判 10円
- (2) 電子複写機（カラー）による文献複写は一枚につき
ア 単色 A3判、A4判及びB4判 20円
イ カラー A3判、A4判及びB4判 40円
- (3) マイクロリーダープリンターによる文献複写は一枚につき
A3判、A4判、B4判及びB5判 10円
- (4) 他の大学図書館等学外諸機関の依頼による文献複写は一枚につき
ア 白黒 A3判、A4判及びB4判 40円
- (5) プリンターによる文献複写は一枚につき
ア 白黒 A3判、A4判及びB4判 10円
イ カラー A3判、A4判及びB4判 40円

第2条 この基準の改廃は、図書館運営委員会の審議を経て図書館長が行う。

附 則（平成19年内規等第22号）

- 1 この基準は、平成19年9月18日から施行する。
- 2 獨協大学図書館複写料金細則（昭和44年8月25日施行）は、これを廃止する。
附 則（平成27年内規等第3号）
- 3 この基準は、平成27年4月1日から施行する。